

平成24年12月和水町議会定例会会議録

平成24年12月14日和水町議会第4回定例会を議場に招集された。

1. 平成24年12月14日午前10時00分招集
2. 平成24年12月14日午前10時00分開会
3. 平成24年12月14日午前11時19分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場
6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1番 蒲池 恭一	2番 豊後 力	3番 中村 一博
4番 古閑 修一	5番 荒木 政士	6番 松村 慶次
7番 小山 暁	8番 高巢 泰廣	9番 荒木 拓馬
10番 杉本 和彰	11番 杉村 幸敏	12番 笹淵 賢吾
13番 庄山 忠文	14番 多賀 勝丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	笠 輝 博	書 記	前 田 聡 子
-------	-------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽	会 計 管 理 者	徳 永 宣 久
企 画 課 長	山 下 仁	建 設 課 長	杉 本 章 一
経 済 課 長	坂 本 政 明	税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘
健康福祉課長	堤 一 徳	学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司
社会教育課長	有 富 孝 一	町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生
特別養護老人 ホーム施設長	石 原 恵 一	事 業 課 長	松 尾 憲 成
福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎		

-
12. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 所管事務調査（議会運営委員会）
- 日程第6 承認第5号 専決処分の承認について
（平成24年度和水町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第7 承認第6号 専決処分の承認について
（平成24年度和水町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第8 議案第61号 和水町暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第9 議案第62号 和水町下水道条例の一部改正について
- 日程第10 議案第63号 和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第64号 平成24年度和水町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第65号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第66号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第67号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第68号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第69号 有明広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第17 発議第5号 和水町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第18 発議第6号 和水町議会会議規則の一部改正について
- 日程第19 発議第7号 和水町議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正
について
- 日程第20 陳情等の常任委員会付託について

開会・開議 午前10時00分

○議長（多賀勝丸君） 起立願います。おはようございます。

着席ください。

ただいまから、平成24年12月和水町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番荒木拓馬君、10番杉本和彰君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（多賀勝丸君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの7日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月20日までの7日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成24年和水町議会12月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私極めて多忙なところ、全員御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出された諸議案は、町長提出議案が11件、議員提出議案が3件、計14件でございます。諸議案につきましては、後ほど町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望してやまない次第であります。

寒さ厳しい折、各位には十分御自愛の上、議事運営に御協力賜りますようお願い申し上げます。

本定例会に上程された議案及び一般質問事項のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下教育委員会の説明者の出席を要請しております。

諸般の報告、9月定例会以降の主な行事及び地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき報告を受けた本町の一般会計、特別会計の出納検査の状況は、別紙のとおりお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わり、開会のあいさつといたします。

日程第4 行政報告

○議長（多賀勝丸君） 日程第4、行政報告の説明を求めます。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 平成24年12月和水町議会定例会開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

第46回衆議院選挙が公示され、16日投票に向け、数々の重要課題を争点とし、今日慌ただしさを増しております。一時も早い安定を願うところでございます。

そのような今日、全議員の出席を得て開会なされますことに、感謝、御礼申し上げます。

さて、今年は、和水町においては風水害極めて穏やかな中、今日を迎えておりますが、今年の3.11東日本大震災から1年と9カ月を過ごし、更に今年、7.12に阿蘇を中心とした九州北部大豪雨と重なり、改めて自然災害の恐ろしさ、その対策が急務となっております。

そうした中、今年の漢字、世相は「金」と記されたところでございます。その理由はいろいろあるようでございますが、25年はあらゆる面でよき喜びとする金であることを願うところでもございます。

さて、今12月定例会に提出いたします議案、説明申し上げます。既に配付なされております議案、日程のとおりでございます。

承認第5号、6号、補正予算、専決処分の承認でございます。議案第61号から63号まで条例でございます。議案第64号から68号まで補正予算でございます。議案第69号、有明広域行政事務組合規約の一部変更でございます。

以上、議案提案いたしております。それぞれ、後ほど担当より説明いたさせますので、どうか御審議の上、御採択よろしくお願いを申し上げます。

なお、9月定例会から今日までの行政行動は、別紙お配りしておるとおりでございます。

以上、行政報告といたします。

○議長（多賀勝丸君） これで、行政報告の説明を終わります。

日程第5 委員長報告 所管事務調査（議会運営委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、所管事務調査について、議会運営委員長より、議会議員視察研修報告をお願いいたします。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 改めまして皆さんおはようございます。議会運営委員長の小山でございます。

ただいまから、平成24年度和水平町議会所管事務調査報告を行います。

平成24年度の和水平町議会議員視察研修を、去る10月23日から25日までの2泊3日の日程で、岩手県平泉町と雫石町の2カ町、そして、昨年3月11日に発生しました東日本大震災で未曾有の大災害をもたらしました三陸海岸の被災地を視察してきました。

初日目は、平泉町役場にて歴史的な世界遺産の保存活用状況と、平泉町が進める観光振興と商工業企業誘致等の実態について視察を行いました。

平泉町は、岩手県南部に位置し、南は一関市、北は奥州市に接しており、総面積63.39平方キロメートル、人口は9月現在で8,248人、世帯数2,603戸で、人口は年々減少しているとのことでございました。北上川が町の中央を流れ、町の中央部にはJR平泉駅があり、毎年200万人近くの観光客が訪れているそうでございますが、東日本大震災以降、一時、観光客は減少していましたが、現在は少しずつ回復しているとのことでございました。

当平泉町には、平安時代末期、奥州藤原氏が極楽浄土の実現を目指して造ったといわれる寺院や庭園が集まる、全国でも珍しい史跡名勝が集中している場所でございます。昨年6月に世界遺産に登録されたばかりの平泉の黄金に輝く中尊寺の金色堂や、松尾芭蕉が平泉で詠んだ「夏草や兵どもが夢の跡」の句碑が建つ毛越寺庭園などには、今も多くの観光客が訪れており、それこそ歴史的な文化遺産がそのまま観光交流の拠点となっており、文化財の保護活用の推進によって平泉の自然と歴史を生かしたまちづくりが農業の営みや商工業の発展にも寄与しており、町の発展と活性化に大きく連動していることを実感いたしました。

平泉町では、今も食欲に通年型や滞在型の観光地づくり、リピーターの増加に向けて、多様

化・高度化する観光ニーズに対応した多面的な取り組みの推進と同時に、国際化への対応や、平泉町の魅力を再発見するために、国際交流活動や地域間交流活動の促進に力を入れているとのことでした。

そのほか、奥州グリーンツーリズム運動や、東北新幹線や東北自動車道等の広域交通体系の整備を生かした観光ルートづくりや、広域的なPR活動の推進、あるいは旅行代理店への情報発信など、地域一体となった観光振興施策が積極的に図られておりました。

商業振興については、東日本大震災の影響による景気の低迷や消費動向の落ち込みを懸念されていましたが、平泉町の商業は、零細・小規模個人経営が大部分を占める商業構造のため、車社会の一層の進展や郊外大型店の進出、そして、消費者ニーズの多様化や購買意欲の流出が勢いを増しており、高齢化や後継者不足等によって、商業を取り巻く環境は一層厳しさを増しているとのことでした。

なお、その対策として、地域に密着したサービスの提供という原点に立ち返り、商業振興の核となる商工会の育成と強化を図り、商店個々の経営の近代化と、サービスの向上を図っていききたいとのことでした。

なお、世界遺産の登録により、今後増加すると見込まれる観光客への対応が急務となっており、接客マナーの向上や商工会が地域づくりの一員となって取り組んでいる平泉ブランドや平泉生まれの特産品やお土産を広くPRして、地場産業の活性化に向けて現在懸命に取り組んでいるとの報告がございました。

それから、平泉町の工業振興につきましては、中小・零細事業所を中心に展開しているとのことでしたが、町内には工業団地が3カ所あり、現在、その中の3区画が空いているとのことでしたが、そのための企業誘致用地の具体的な活用方針が決まっていないことが課題となっています。

現在も企業誘致に詰めています。長期にわたる景気の低迷や国際競争の激化などによって、工業振興や企業誘致は大変厳しい状況にあるとのことでした。今後は、優良企業の誘致を進めながら、新たな新産業の創出に向けた取り組みを進めていきたいとのことでしたが、いずこも企業誘致の難しさや厳しさが伝わってまいりました。

次、2日目は岩手県の県都、盛岡市から西方約16キロ地点に位置する雫石町役場を視察しました。雫石町は、西に秋田県仙北市と接し、総面積609.01平方キロメートルで、81.6%が森林を占め、計上は東西方向に秋田新幹線や田沢湖線が横断しており、74の行政区を持つ町であります。雪が多くて寒冷気候地域で、平均気温は9.7度ということでした。人口は1万8,132人で、老年人口65歳以上は、意外でしたが28.8%で、だんだんと高齢化が進行している町であります。就業構造は、第3次産業が58.6%を占め、第二種兼業農家が59%を占めている町でございます。

雫石町での視察目的は、デマンド方式による地域交通システム、つまり、要求があった場合のみに運行する新交通システムを導入している雫石町の現状を視察するため訪問したわけでございます。

雫石町では、平成6年に二つの民間バス路線が廃止となったため、廃止路線バスの代替えとし

て、町の直接運行や委託運行等、公共の福祉を確保するための対策に相当の財政負担を余儀なくされてきたといえます。更に、ローカルバス路線8路線についても、岩手県交通株式会社が平成16年3月末で運行を打ち切ったため、以前にも増して公共交通空白地帯が拡大し、交通弱者である児童・生徒や学生や高齢者への十分な住民サービスが確保できなくなることが予想されたため、雫石町では新たな生活交通システムであるデマンド方式を導入することに決定したというのがこれまでの経過でございます。

町内のローカル路線の廃止決定に伴い、町では、雫石町生活交通対策提言委員会を組織し、町の生活交通の将来的なあり方について検討が行われ、平成15年度には5回の委員会の開催と雫石町民1,500名を無作為抽出による生活交通動向調査の実施や、その他庁内職員によるプロジェクトチームの提言などを踏まえ、最終的にはNPOと地元企業との連携による郵送システムの導入を実施することに決定しました。

運營業務は、特定非営利活動法人岩手NPOセンターが担うことになり、運行部門は町内に本社がある有限会社雫石タクシーが担うことに決定したため、行政は住民説明会や町内74全行政区での説明会を通じて導入を図り、現在に至っております。

運行システムとしましては、9人乗りジャンボ車両3台と4人乗り小型車両4台の合計7台体制で、運行形態は町中心部の雫石駅を起点として放射線状に6路線を設定、停留所から停留所までの運送サービスとなっており、路線ごとにダイヤを設定してあります。運行便数は平日は全路線6往復、土日、祝祭日は全路線3往復とし、予約がない場合は運行なしということで、予約方法は電話による予約制となっております。

そこで、町内には4カ所に予約専用の無料電話が設置してありまして、受話器を上げるだけで予約センターにつながることになっております。利用料金は、一般・中学高校生・65歳以上・障がい者は一律200円、小学生は一律100円となっております。

このデマンド方式による地域交通サービスに使用する車両の愛称を「あねっこバス」と雫石町では呼んでいますが、これは、古くから雫石町は美人の里として知られており、年頃の娘を「あねっこ」と呼ぶことにちなんで、公募により命名されたそうであります。

今回、雫石町を視察して思ったことは、今後、本町内を走る路線バスについても、その是非はともかく、公共交通再生のためのデザインなり課題を探りながら、公共交通機関の全般的な制度づくりが待たれると考えさせられました。

今回、最後の視察先として、2011年3月11日に発生しました東日本大震災で多くの市民の方々が地震と大津波により犠牲となられた気仙沼市、東松島市、石巻市等の三陸海岸沿いを南下しながら、復興・復旧状況を視察してきましたが、現状は復興どころか、海辺の町をつなぐ鉄道や道路は今もズタズタのままで、被災地には今も転がる車や漁船、山裾に小積まれた車両の山、集落が根こそぎ津波に飲まれた場所や山の奥々までその痕跡が生々しく残る現場を目の当たりにしたとき、我々議員一同、言葉もありませんでした。

約1年9カ月が経った今も、ライフラインは大きな打撃を受け、東北のローカル鉄道8路線、304キロは不通のままで、市民の生活に多大な支障を与え続けていますし、生産再開のめどさえ

立たない市民の方々のことを思うとふびんでなりません。

仮設の店舗で商いをする人たちとふれあう機会がありましたが、明るい笑顔で接してもらったことが何よりの救いでした。今回、初めて被災地へ赴き、現地を視察させていただきましたが、想像を絶する地震と大津波の脅威を再認識したと同時に、犠牲になられた皆さんの無念の思いと、復興・再建が一日も早く訪れることを祈念しながら視察研修を終えました。

以上、平成24年度和水町議会議員視察研修所管事務調査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認について

（平成24年度和水町一般会計補正予算（第3号））

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、承認第5号「専決処分の承認について」（平成24年度和水町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 承認第5号、専決処分の承認について（専決第5号、平成24年度和水町一般会計補正予算（第3号））の専決処分の説明を申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする必要があったため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

まず歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ46万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ70億8,286万6,000円とする補正の必要が生じたので、平成24年3月31日付で専決処分を行っております。

内容を説明いたします。9ページをお願いします。歳出について説明いたします。3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、報償費の謝礼金を46万8,000円補正しております。これは、菊水中学校と教育委員会のほうで協議され、生徒の心理的な不安や葛藤を和らげるためのスクールカウンセリングを実施されることになり、そのカウンセラーに対する謝礼金の46万8,000円の補正でございます。これは9月から3月までの26日間、毎週水曜日実施されております。

次に歳入について説明します。8ページをお願いします。15款県支出金、県補助金、民生費県補助金、社会福祉費補助金の自殺対策推進事業補助金を46万8,000円、財源調整として補正しております。全額熊本県市町村自殺対策推進事業補助金が交付されることとなっております。

この専決処分は、9月の補正締め切り後に補正の要望があった関係で、9月の議会に補正ができなかったため、10月31日付で専決処分をさせていただいております。

以上で、承認第5号、平成24年度一般会計補正予算（第3号）の専決処分の説明を終わります。

日程第7 承認第6号 専決処分の承認について

（平成24年度和水町一般会計補正予算（第4号））

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、承認第6号「専決処分の承認について」（平成24年度和水町

一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 承認第6号、専決処分の承認について（専決第6号、平成24年度和水町一般会計補正予算（第4号））の専決処分の説明を申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をする必要があったため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,077万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ70億9,363万6,000円とする補正の必要が生じたので、平成24年11月20日付で専決処分を行っております。

この専決処分は、12月16日執行の第46回衆議院議員総選挙及び第22回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の専決処分となります。

内容を説明いたします。8ページをお願いします。歳入について説明いたします。

15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金、4節選挙費委託金の衆議院議員選挙委託金を785万5,000円、衆議院議員総選挙開票速報事務委託金を4万円、最高裁判所裁判官国民審査委託料を4万円、合計793万5,000円としております。

この県からの委託金につきましては、前回程度の委託金を概算で計上しております。なお、歳出総額から備品購入費の283万5,000円を控除した額を委託金の総額としており、備品購入費の283万5,000円は前年度繰越金を財源としております。

次に歳出を説明します。9ページをお願いします。2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費、1節報酬の非常勤職員報酬を92万5,000円補正しております。これは期日前投票における投票立会人の報酬、投票所の投票管理者、投票立会人及び開票所における開票管理者、開票立会人の報酬となります。

次に3節職員手当等の時間外勤務手当を500万円補正しております。これは、期日前投票等開票事務に従事する職員の時間外勤務手当となります。

次に8節報償費の謝礼金を4万6,000円補正しております。これは、投票所借用謝礼、投票箱装置謝礼、ポスター掲示場借用の謝礼金となっております。

次に9節旅費の費用弁償を3万1,000円補正しております。これは、選挙管理委員会の開催に伴う委員さんの費用弁償でございます。

次に11節需用費の消耗品費を10万円補正しております。これは選挙用の消耗品費となります。同じく需用費の燃料費を2万円補正しております。これは、非常用燃料代、公用車燃料代、暖房器具等の燃料代となります。同じく需用費の食料費を9万4,000円補正しております。これは、期日前投票投票事務従事者のおやつ代となります。同じく需用費の印刷製本費を5万5,000円補正しております。これは投票所内掲示物印刷代とポスター掲示板掲示物印刷代となっております。

次に12節役務費の通信運搬費50万円を補正しております。これは入場券の郵送料として50万円を補正しております。同じく役務費の手数料を1万5,000円補正しております。これは選挙公報の配布手数料でございまして、臨時区長便として配布をしている分でございます。

次に13節委託料、その他委託料を113万9,000円補正しております。これはポスター掲示板設置及び撤去の委託料、開票システムサポートの委託料、読取分類機システムサポートの委託料となります。

次に14節使用料及び賃借料の借上料を1万円補正しております。これは投票所連絡用の投票事務管理者の携帯電話の借上料でございます。

次に18節備品購入費の庁用備品購入費を283万5,000円補正しております。これは自書式投票用紙読取分類機を購入することとして計上いたしております。この機械を導入することにより開票作業がスピードアップすることができ、また、職員の時間外勤務手当の削減や開票事務の従事者の減員も期待できるところでございます。

この専決処分は、11月16日に衆議院が解散し、12月4日公示、12月16日が投開票と決定され、早急に選挙経費が必要となったため、11月20日付けで専決処分をさせていただいております。

以上で、承認第5号、平成25年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分の説明を終わります。

日程第8 議案第61号 和水町暴力団排除条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第61号「和水町暴力団排除条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第61号、和水町暴力団排除条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

今回の和水町暴力団排除条例の一部改正は、条文の改正ではなく、暴対法の一部改正による条項のずれによる改正となります。

改正内容は、和水町暴力団排除条例の第3条中第32条の2第1項を、第32条の3第1項に改めるものでございます。これは、平成24年8月1日に暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、法第32条の2に「事業者の責務」の条項が追加され、都道府県暴力団追放運動推進センターについて言及する規定において、その規定の根拠として、町条例に暴対法の第32条の2第1項を引用している場合は、同条が第32条の3に繰り下げられることによる町の暴力団排除条例を改正する必要性が生じたための改正となります。

以上で、議案第61号、和水町暴力団排除条例の一部改正についての提案理由の説明を終わります。

日程第9 議案第62号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、議案第62号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長 杉本章一君

○建設課長（杉本章一君） 議案第62号、和水平下水道条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由でございますけど、下水道法の一部改正及び下水道法施行令の一部改正に伴いまして、今回提案を行っております。

議案の説明を申し上げますので、2ページをお願いいたします。2ページは下水道条例の一部を改正する内容について述べております。今回の下水道条例の一部改正につきましては、大きく2点上げられます。まず1点目、これまで下水道施設の基準は、国の法律で定められていたけど、第2次地域主権改革の一括法によりまして、自治体の条例に委任されることになりました。つまり、各自治体独自の条例で規定されるよう見直しをされたということでございます。

このことによりまして、下水道の構造の基準、それから終末処理場の維持管理に関する基準について、条例で改正する必要がありますので今回提案をしております。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。改正後、新たに第9章に公共下水道の施設に関する構造、それから維持管理の基準等、条例第45条から49条を追加をしております。条文につきましては、新旧対照表の8ページから11ページに載せております。

それから、第4条に（11）排水施設、それから（12）といたしまして、処理施設を追加をしております。この地域主権改革一括法ではございますけども、これまで先ほど申し上げましたように、国が全国一律の決定をしまして、地方自治体に義務を付けていました基準等が、地域の自立性を高めるため、自治体独自の基準を定めることができるということでございますが、町独自の基準はなかなか難しい面がありますので、国それから県の下水道協会の条例に準じて作成をしております。

次、2点目の主な改正は、水質汚濁防止法施行令の一部が改正されましたことにより、排水基準、それから有害物質の追加のため、今回提案をしております。

はじめに排水基準の追加でございますけども、これも新旧対照表の1ページをお願いいたします。除外施設の設置等第16条です。改正前の（3）ノルマルヘキサンの中にヨウ素消費量を（5）としておりましたけども、このノルマルヘキサンは油分を示す指標であり、ヨウ素は油分ではありませんので、改正後、新たに（4）に変更をしております。

それから、新旧対照表の2ページ、次のページをお願いいたします。17条に改正後（1）でアンモニア性窒素、それから亜硝酸性窒素を追加をしております。

次に、有害物質の追加でございますけども、新旧対照表の3ページから7ページまで有害物質を載せております。

4ページの改正後の27番、1・4-ジオキサンを今回、有害物質で追加をしております。

それから、最後になりますけども、排水基準、それから有害物質につきまして、改正前は表で表しておりましたけれども、条例改正のときに不都合な点がありますので、改正後、表は削除をしております。

以上で、議案第62号、下水道条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第63号 和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、議案第63号「和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第63号、和水町病院事業の設置に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、経営形態を地方公営企業法の全部適用に移行したいということでございます。

この改正にあたりましての経緯を説明申し上げますと、御承知のように、自治体病院は長年、地域医療確保のための重要な役割を担ってきましたが、病院を取り巻く経営環境は国の医療費削減政策や臨床研修医制度による医師不足などで厳しい状況が続いています。

また、国の地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴いまして、自治体病院の経営悪化が自治体全体の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、より一層の経営健全化が求められているところです。

このような中に、国は公立病院改革ガイドラインを示し、各自治体にこのガイドラインに基づいて経営改善のために改革プランを作成するよう求め、町立病院も平成21年3月に改革プランを作成しております。この改革プランでは、公的病院とはいえ、経営状況を改善するためには、経営形態を見直し、民間企業のお考え方を導入して抜本的な改革を実施することとなっています。

経営形態の具体策としては、公営企業法の一部適用を全部適用に変更する。二つ目には、地方独立行政法人に移行する。3番目には、指定管理者制度の導入をする。4番目には、それでも経営が悪ければ、民間に譲渡するというものであります。

このことを受け、県内の多くの病院は既に一部適用から全部適用に移行されておりますし、和水町町立病院も平成25年度までに経営形態の見直しを図るとしているところでございます。

そこで、本年度に入りまして、町長の意向を仰ぎながら、来年度から全部適用に移行すべく協議を進めてきたところであります。

なお、全部適用のメリットといたしましては、一つ目は組織の独立と管理者の設置によりまして経営責任の明確化と自立性の拡大が図れること、二つ目には、権限が専任の管理者に移ることにより、運営の機敏性が図られること。そして、三つ目には、独立した企業体の職員としての自覚が促され、コスト意識と経営参画意識が芽生えることなどが挙げられます。

このようなことから、事業の経営形態につきまして地方公営企業法の全部適用に移行するというものでございます。

そこで、3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、左側の改正後でございますけれども、法の適用といたしまして、第3条で全部適用を明記し、組織といたしまして、第6条で病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、国民健康保険和水町立病院を置くというものでございます。それに応じ、条文を繰り下げております。次のページが、その他の下線を

引いておりますけれども、その部分につきましては、文言の整理をしたというものでございます。

また、この条例の施行は平成25年4月1日としておりまして、地方公営企業法の全部適用にあたりましてのその他の各条文の改正につきましては、次期議会に提案させていただく予定でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上で、議案第63号、和水町病院事業の設置に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第64号 平成24年度和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第64号「平成24年度和水町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第64号、平成24年度和水町一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,307万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2,671万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。第2表、地方債の補正です。変更を1点行っております。これは出生祝金支給事業費に対する過疎対策事業債のソフト事業分を追加充当するという事で、1,080万円を増額し1,470万円と変更しております。

申し訳ございませんが、この表の起債の目的の欄の名称が「出生手当支給事業」となっておりますが、訂正をお願いしたいと思います。「出生祝金支給事業」、「手当」の所を「祝金」に訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、9ページをお願いします。歳入の主なものを説明いたします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節障がい者福祉費負担金の障がい者自立支援介護等給付費負担金を161万5,000円減額して、障がい児施設措置費負担金に165万円同額を計上しております。

また、次の15款県支出金の所も、同じく障がい者自立支援介護等給付費負担金を80万8,000円減額して、障がい児施設措置費負担金に80万8,000円同額を計上しております。

これは児童福祉法の改正に伴い、障がい児通所支援や18歳以上の障がい児施設入所の給付決定等の事務が、都道府県から市町村へ移行されることとなったことに伴う国・県からの負担金の予算科目の組替えとなります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、5目商工費県補助金、2節商工費雇用対策県補助金の緊急雇用創出事業補助金を460万9,000円補正しております。これは総合的な観光PR事業を実施することを目的に、緊急雇用創出事業補助金の交付を受けております。この事業は平成24年度から25年度にかけての事業となります。

次のページ、10ページをお願いします。20款諸収入、5項雑入、2目雑入、1節雑入の後期高

齢者医療市町村療養給付費負担金返還金を1,480万円補正しております。これは、平成23年度分の負担金の精算額となります。

次の21款町債、1項町債、10目民生債、1節過疎地域自立促進特別事業ソフト事業分の起債を出生祝金支給事業に充当します。1,080万円の補正を行っております。

次に11ページをお願いします。歳出の主なものを説明いたします。歳出の各費目の給料、職員手当等、共済費等の人件費の補正につきましては、この後、1月1日の定期昇給等による不足分を補正しておりますので、特に人件費関係の説明は省略したいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金の太陽光発電設備補助金を120万円補正しております。これは10件分の増額補正となります。同じく総務費の11目国際交流費ですが、報償費の14万、旅費を212万5,000円、需用費を3万円、使用料及び賃借料を5万円、合計234万5,000円減額補正しております。これは、日韓外交状況の影響により、本年度、公州市への訪問を中止したための不用額の減額補正となります。

次、12ページをお願いします。2款総務費、4項選挙費、9目農業委員会委員選挙費の1節の報酬から14節の使用料及び賃借料まで、合計498万4,000円を減額補正しております。これは、7月15日執行予定でありました農業委員会の選挙において、届出者数が定数を超える無投票となったための不用額の減額補正となります。

次、13ページをお願いします。13ページの一番上の行になりますけど、3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費、28節繰出金の介護保険事業会計繰出金を277万円減額補正しております。これは、介護保険事業会計で人件費が減額になったことに伴う一般会計からの繰入金も減額となるということで、277万円を減額補正しております。

同じく3款民生費、1項社会福祉費、3目障がい者福祉費の20節扶助費の障がい者自立支援介護等給付費を375万円減額し、障がい児施設措置費に323万円、新体系定着支援事業給付費に52万円を補正しております。これも児童福祉法の改正に伴う扶助費の予算科目の組替えとなります。

その下の23節償還金利子及び割引料の障がい者自立支援給付費等負担金返還金721万9,000円の補正は、23年度分の自立支援介護給付費の国・県への返還金となります。

14ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、9目土地改良事業費、19節負担金補助及び交付金の和歌山東部地区県営事業負担金を1,000万円、和歌山西部地区県営事業負担金を200万円補正しております。これは、いずれも追加割り当て分となります。

次に、7款商工費、1項商工費、2目観光費の4節共済費から16節原材料費まで、総額で513万8,000円を補正しております。これは緊急雇用創出基金の補助金を受けて実施するもので、総合的な観光PR事業の実施を目的に、臨時職員を雇用して、県外・都内のイベント等へ参加し、観光PRを行う予定で、平成24年度から25年度にかけて実施するものでございます。

次に15ページをお願いします。15ページの一番下の欄となりますけど、10款教育費、1項教育総務費、6目学校統合事業費、13節委託料の菊水区域小中併設型校舎建設地地質調査業務委託料の735万円の補正は、菊水区域の建設予定地の地質調査の委託料となります。

次、16ページをお願いいたします。16ページの下の方になりますけど、10款教育費、4項社

会教育費、4目文化財保護費の4節共済費から14節使用料及び賃借料まで、合計90万1,000円の補正は、埋蔵文化財包蔵地内に共同住宅建設工事が計画されていることから、事前に発掘調査を行い、広く保存を図るための経費の補正となります。ただし、調査費は原因者負担となっておりますので、事業主が全額負担されることとなっております。

以上で議案第64号、平成24年度一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明を終わります。

日程第12 議案第65号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第12、議案第65号「平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 議案第65号、和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険事業会計、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,452万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,596万9,000円とするものでございます。

まず7ページの歳入から説明いたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目出産育児一時金補助金3万円、補助対象年度の平成23年度に出産された方が、本年度に申請された分が3件ございましたので、1件当たり1万円で3万円増額補正しております。

次に、4款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、過年度分の1,711万9,000円、過年度の精算に伴うもので増額補正しております。

次に、9款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、財政調整基金繰入金として4,508万8,000円減額補正しております。

次に、10款繰越金、1項繰越金、2目のその他の繰越金5,245万9,000円増額補正しております。前年度の繰越金が1億3,422万5,000円でありましたので、当初予算からの差額を増額計上しまして、今回の歳出予算額に合わせるため、基金繰入金で調整したものでございます。

続きまして、8ページの歳出を説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3節職員手当等24万4,000円、職員の人事異動に伴うもので増額補正しております。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、2目の退職被保険者等療養給付費の1,711万9,000円、医療費の伸びを見込んで増額補正しております。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費の118万1,000円、これも医療費の伸びを反映したものでございます。

次に、2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金の3万円、今回歳入で補正しております補助金を充てるため、財源組替えするものでございます。

最後に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金の597万6,000円増額補正しております。平成23年度の各種補助金等の事業の精算に伴います返還金でございます。その内訳としまして、療養給付費負担金の返還金が535万4,000円、特定検診等の負担金で国が30万7,000円、

県も同じく30万7,000円、それから、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として8,000円、合計の597万6,000円の増額補正でございます。

以上でございますが、12月5日に開催しました国保運営協議会に諮問し、答申を受けたことを申し添え、提案の理由といたします。以上でございます。

日程第13 議案第66号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第13、議案第66号「平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 議案第66号、平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ276万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,131万9,000円とするものです。

まず歳出から説明いたします。6ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で277万円の減額を行っています。これは4月の人事異動による人件費の差額を減額しているものです。先ほどの一般会計の部分と同じ額になります。

次に、1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金、19節負担金補助及び交付金で、第三者行為求償事務負担金を9,000円補正しています。この事務負担金は、介護保険加入者の方が交通事故が原因で介護予防通所介護、一般に言いますデイサービスですが、を利用された給付費につき、国保連合会が相手と過失割合を協議し、その請求をしていただき、第三者納付金として19万7,907円が納付されましたので、その5%9,895円を委託事務負担金として国保連合会へ支払のために補正するものです。

次に、戻っていただきまして歳入のほうにいきます。5ページをお開きください。7款繰入金ですが、歳出における職員異動による減額分を減額しております。一つ飛ばしまして9款諸収入、3項雑入、1目第三者納付金、1節第三者納付金につきましては、先ほど歳出で申し上げました交通事故による介護サービス利用料の返還金を国保連合会から納付を受けた分で、当初予算で1,000円計上していましたので、19万6,000円を補正しているものです。

一つ前に戻っていただきまして、8款繰越金ですが、求償事務の歳入が19万6,000円で、委託事務負担金の歳出が9,000円、その差額18万7,000円を前年度繰越金で調整しております。

以上で、議案第66号、平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第67号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、議案第67号「平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計

補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム施設長 石原恵一君

○特別養護老人ホーム施設長（石原恵一君） 議案第67号、平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ144万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7,296万6,000円とするものでございます。

内容について説明いたします。5ページをお願いします。歳入について説明いたします。7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金を144万9,000円補正いたしまして、1,446万6,000円としております。これは、前年度繰越金を歳出補正する財源といたしまして、144万9,000円出てきておるところでございます。

6ページをお願いします。歳出について説明いたします。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費を138万3,000円補正いたしまして、4億3,107万2,000円といたしておるところでございます。

内容を説明いたします。2節給料の107万7,000円は、平成25年1月の定期昇給によるものでございます。3節の職員手当の24万9,000円は扶養手当、それから通勤手当でございます。4節の共済費の5万7,000円は定期昇給に伴うものでございます。

次に、2款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、1目居宅サービス事業費を6万6,000円補正いたしまして、3,747万8,000円といたしております。内容は、内訳でございますが、2節の給料の6万6,000円でございます。これも同じく平成25年1月の定期昇給分によるものでございます。

以上、議案第67号の提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第68号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、議案第68号「平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 議案第68号、平成24年度町立病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

収益的収入及び支出とも142万3,000円を増額し、合計の9億2,669万1,000円としております。

はじめに収入から申し上げます。第1項の医業収入で142万3,000円を増額しております。次に支出でございますが、第1項の医業費用で142万3,000円を増額となっております。内容につきましては、2ページからの実施計画で説明したいと思います。

今回の補正は、第7条に定めた経費の職員給与費としておりまして、142万3,000円を増額しまして、6億165万2,000円といたしております。

まず2ページ目の収益的収入の実施計画でございますけれども、1項医業収益、1目の入院収益で142万3,000円を増額しています。これは、今年度新たに申請・受理されました診療加算申請分における報酬収益を見込んでいるものでございます。

次に、すいません、2ページをお願いします。2ページは収益的支出の実施計画でございます。医業費用の1目給与費、6節労務員給を62万円、9節看護師手当を29万円、10節準看護師手当を23万3,000円、12節労務員手当を28万円の補正をお願いしております。これは職員の福利厚生内容の変更及び定期昇給による人件費の補正となっております。

簡単ですが、以上で議案第68号、病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第69号 有明広域行政事務組合事務規約の一部変更について

○議長（多賀勝丸君） 日程第16、議案第69号「有明広域行政事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 議案第69号、有明広域行政事務組合規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

この一部変更は、有明広域行政事務組合において障がい者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務を共同処理しているが、同法の一部改正により、法律の名称が「障がい者自立支援法」から「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるため、この組合規約の一部変更を行うものであります。

この規約の一部変更につきましては、平成25年4月1日からの施行となります。一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があることから、この議案を提出しております。

以上で、議案第69号、有明広域行政事務組合規約の一部変更についての提案理由の説明を終わります。

日程第17号 発議第5号 和水町議会委員会条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第17号、発議第5号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 発議第5号、和水町議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

本議案は、地方自治法の一部改正（平成24年9月5日）により法で規定されていた委員会の委員の選任方法、在任期間等を条例に委任されたため、これらについて新たに規定する必要が生じたので、本条例案を提出するものでございます。お手元の一部改正する条例の資料と新旧対

照表によって説明をいたします。

委員の選任、第6条中、第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げまして、第1項から第3項までとして、次の3項を加えるものであります。その内容は、第1項、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとする。第2項、常任委員及び議会運営委員は、会期のはじめに議会において選任する。第3項、特別委員は議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。なお、附則として、この条例は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行する。

以上のとおり提案いたしますので、御審議の上、御採択賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

日程第18 発議第6号 和水町議会会議規則の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、発議第6号「和水町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 発議第6号、和水町議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を行います。

本議案は、地方自治法の一部改正（平成24年9月5日）により、本会議でも公聴会を開き、参考人を招致できることになりましたので、当議会でもこの制度を導入するため、関係の規定を追加するほか、会議規則の条文中に適用する地方自治法の条文に変更があったため、これを改めるものであります。

一部改正の内容は、お手元の和水町議会会議規則の一部改正についての資料と、新旧対照表によって説明いたします。目次中、第14章、会議録第117条から第119条が、第14章、公聴会、第117条から第122条に改め、第15章、全員協議会、第120条を第15章、参考人、第123条に改め、第16章、議員の派遣、第121条を第16章、会議録、第124条から第126条に改め、17章の附則第122条を、第17章、全員協議会、第127条に改め、第18章を議員の派遣、第128条に、そして、第19章を補則、第129条に改めるものであります。

なお、附則として、この規則は公布の日から施行する。ただし、第73条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行する。

以上のとおり提案いたしますので、御審議の上、御採択賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

日程第19 発議第7号 和水町議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第19、発議第7号「和水町議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について」を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 小山 暁君

○議会運営委員長（小山 暁君） 発議第7号、和水町議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について、提案理由の説明を行います。

本条例は、地方自治法の一部改正（平成24年9月5日）により、本議会でも公聴会を開き、参考人を招致できることとなったので、当議会でもこの制度を導入するにあたり、地方自治法第207条の規定により、公聴会に参加した者及び参考人の実費を弁償するための条例の改正を必要とするほか、本条文中に適用する地方自治法の条文に変更があったため、これを改めるものであります。

お手元の資料の和水町議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正についての資料と、新旧対照表によって説明いたします。

費用弁償を受ける者の範囲、第2条、第1号中、第100条第1項を、第100条第1項後段に改め、同条第3号を次のように改め、第3号、法第109条第5項において準用する第115条の2第1項の規定により、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の公聴会に参加した者と改め、第2条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、更に第4号を7号とし、第3号の次に次の3号を加えるものであります。

第4号、法第109条第5項において準用する第115条の2第2項の規定により、常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の要求に応じて出頭した参考人、第5号、法第115条の2第1項の規定により、議会の公聴会に参加した者、第6号、法第115条の2第2項の規定により、議会の要求に応じて出頭した参考人、以上のとおり条例の一部を改正し、一部を追加する条例の改正であります。

なお、この条例は公布の日から施行する。ただし、第3号の改正規定及び第3号の次に、次の3号を加える改正規定（第4号に係る部分に限る）は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きの政令で定める日から施行するものであります。

以上のとおり提案をいたしますので、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

日程第20 陳情等の常任委員会付託について

○議長（多賀勝丸君） 日程第20、本日までに受理した陳情等は、お手元にお配りしましたとおりです。陳情等文書受付一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。17日の一般質問は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会します。御起立願います。お疲れでございました。

散会 午前11時19分